法人指導監査で指摘が多かった事項

1　評議員会・理事会の運営

(1) 招集手続き

① 評議員会を開催するにあたり、理事会で必要な決議が行われていない。

② 計算書類等の承認を行う理事会と定時評議員会の開催日が、２週間（中14日間）以上の間隔がない。

(2) 議事録

① 評議員会の議事録に議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていない。

② 理事会の議事録が、定款の定めに従って、記名押印されていない。

③ 評議員会の議事録が、定款の定めに従って、記名押印されていない。

(3) 評議員等の出席

① 評議員会への出席が低調な評議員、理事会への出席が低調な理事がいる。

② 理事会への出席が低調な監事がいる。

(4) 理事長等の職務の執行の状況の報告

① 理事会で、理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況の報告が、適正に行われていない。

(5) 特別の利害関係

① 理事会及び評議員会での決議の際に、特別の利害関係を有する者について確認していない。

② 理事会の決議において、特別の利害関係を有する者が議案の議決に加わっている。

(6) 理事会の決議事項

① 理事会で決議しなければならない（特定の理事に委任できない）事項が、理事会で決議されていない。

法人指導監査で指摘が多かった事項

２　計算書類、附属明細書等

① 計算書類及び附属明細書が正しく作成されていない。
② 資金収支計算書の「予算」欄の金額が誤っている。
③ 理事会及び評議員会で必要な承認を受けていない。

３　評議員等の選任

① 評議員、理事及び監事の各候補者が、欠格事由に該当しないこと等について確認していない。
② 監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際に、監事の過半数の同意を得ていない。

４　登記手続き

① 法人の資産総額の登記が、期限内に行われていない。
② 理事長に関する登記が、期限内に行われていない。

５　契約手続き

① 契約書又は請書が作成されていない。
② 合理的な理由がないのに、特定の1社と随意契約を行っている。

６　資金移動

① 本部、他の社会福祉事業、公益事業への経費の充当が、制限を超えている。
② 他の社会福祉事業等、公益事業への資金の繰入れが、制限を超えている。
③ 他の事業へ一時的に繰替使用した資金が、当該年度内に補てんされていない。

1　評議員会・理事会の運営

(1) 招集手続き

① 評議員会を開催するにあたり、理事会で必要な決議が行われていない。

評議員会を招集する際は、理事会において次の事項について決議を行う必要があります。また、その旨を議事録に明記しなければなりません。

・評議員会の日時及び場所（決議省略で行う場合は、その旨。）
・評議員会の目的である事項がある場合は当該事項
・評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨。）

理事会で、評議員会の開催について決議していない事例や一部（日時・場所など）についてのみ決議している事例などがありますので、すべての事項について決議してください。

【根拠】社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項、社会福祉法施行規則第2条の12

② 計算書類等の承認を行う理事会と定時評議員会の開催日が、２週間（中14日間）以上の間隔がない。

計算書類等の承認を行う理事会と定時評議員会の開催日は、2週間（中14日間）以上の間隔を確保する必要があります。

令和8年5月11日（月）に理事会を開催し、2週後の5月25日（月）に評議員会を開催した場合は、中13日間になります。この場合は、最短でも5月26日（火）以降に評議員会を開催しなければ、2週間（中14日間）以上の間隔とはなりません。

なお、定時評議員会は毎会計年度終了後3か月以内に開催し、決算について承認を得なければなりません。

【根拠】社会福祉法第45条の9第1項、社会福祉法第45条の30、社会福祉法第45条の32第1項、社会福祉法第 59 条

1　評議員会・理事会の運営

(2) 議事録

① 評議員会の議事録に議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていない。

評議員会の議事録には、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載しなければなりません。決議を省略した（決議があったとみなされた）場合、報告を省略した（報告があったとみなされた）場合も同様に記載が必要です。

【根拠】社会福祉法施行規則第2条の15

② 理事会の議事録が、定款の定めに従って、記名押印されていない。

理事会の議事録が書面で作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長）及び監事が、これに署名し、又は記名押印を行わなければなりません。

理事（理事長）のみ署名（または記名押印）し、監事の署名（または記名押印）がないなどの事例がありました。

【根拠】社会福祉法第45条の14第6項、各法人の定款

③ 評議員会の議事録が、定款の定めに従って、記名押印されていない。

評議員会の議事録は、法令上、署名又は記名押印の定めはありませんが、各法人に定めがある場合は、その定めに従って署名または押印をする必要があります。

定款で、「議長及び評議員会において選任した評議員２名が記名押印する」と定めているが、議長の記名押印がないなどの事例がありました。

【根拠】各法人の定款

1　評議員会・理事会の運営

(3) 評議員等の出席

① 評議員会への出席が低調な評議員、理事会への出席が低調な理事がいる。

評議員及び理事の役割の重要性に鑑みると、実際に評議員会及び理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に評議員及び理事として選任され、その結果、評議員会及び理事会を欠席することとなることは適当ではありません。

開催日時の調整、オンライン開催等の方法により、各評議員及び理事が出席できるよう調整してください。また、出席できない評議員及び理事がいる場合には、出席可能な他の適任者の選任を検討してください。

【根拠】社会福祉法人審査基準第3－1－(3)及び(4)

② 理事会への出席が低調な監事がいる。

監事の役割の重要性に鑑みると、実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に監事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではありません。また、監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならないので、監事の全員が欠席した理事会がある場合も適当ではありません。

開催日時の調整、オンライン開催等の方法により、監事が出席できるよう調整してください。また、出席できない監事がいる場合には、出席可能な他の適任者の選任を検討してください。

【根拠】社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第1項、社会福祉法人審査基準第3－1－(3)及び(4)

【不適当であるとの判断を行う基準】
評議員・・・・・原則として、当該年度及びその前年度の評議員会を全て欠席している者。なお、指導監査を行う時点で、前記の評議員会の開催が1回のみである場合には、直近2回の評議員会を欠席している者。
理事、監事・・・原則として、当該年度及びその前年度において理事会を2回以上続けて欠席している者。

1　評議員会・理事会の運営

(4) 理事長等の職務の執行の状況の報告

① 理事会で、理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況の報告が、適正に行われていない。

理事長及び業務執行理事（選任されている場合）が、理事会において、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告を行わなければなりません。なお、この報告は、実際に開催された理事会において行う必要があります。

【根拠】社会福祉法第45条の16第3項、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条第2項

(5) 特別の利害関係

① 理事会及び評議員会での決議の際に、特別の利害関係を有する者について確認していない。

評議員会及び理事会の決議において、特別の利害関係を有する者は議案の議決に加わることができません。決議を行う前に、法人が各評議員（または理事）について、特別の利害関係を有する者がいないかを確認しその内容を議事録に記録する必要があります。なお、特別の利害関係を有する場合に法人に申し出ることを定めた通知を発出した場合や、評議員及び理事の職務の執行に関する法人の規程に、決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定めている場合は、個別の議案の議決の際に法人で改めてその確認を行う必要はありません。また、この場合において決議に利害関係を有する者がいないときは、議事録への記載も不要です。

【根拠】社会福祉法第45条の9第8項、 社会福祉法第45条の14第5項

② 理事会の決議において、特別の利害関係を有する者が議案の議決に加わっている。

理事である施設長の定年後の再雇用期間の延長に関する議案に、当該理事も議決に加わっていました。この場合、当該理事は特別に利害を有する者に該当し、議決に加わることはできません。

【根拠】社会福祉法第45条の14第5項

1　評議員会・理事会の運営

(6) 理事会の決議事項

① 理事会で決議しなければならない（特定の理事に委任できない）事項が、理事会で決議されていない。

以下の事項は、理事会で決議が必要です。

- 重要な財産の処分及び譲受け
- 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- 内部管理体制（コンプライアンス等）の整備
- 業務執行理事の選定及び解職
- 競業及び利益相反取引の承認
- 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）
- 多額の借財
- 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 理事長の選定及び解職
- 評議員会の日時・場所、議題・議案の決定
- 計算書類及び事業報告等の承認

「重要な役割を担う職員（施設長等）が、理事会の決議により選任されていない。」、「多額の借財を行う際に、理事会の決議を受けていない。」、「理事が代表を務める株式会社と契約を締結していたが、利益相反取引に係る理事会の承認を得ていなかった。」などの事例がありました。

【根拠】社会福祉法第45条の13第2項から第4項まで、同法第45条の16第2項、同法第45条の28第3項、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条、社会福祉法第45条の16第4項により準用される同法第84条第1項

2　計算書類、附属明細書等

① 計算書類及び附属明細書が正しく作成されていない。

計算書類（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書）と計算書類に対する注記及び附属明細書で整合性がとれていない（一致すべき金額が一致しない）、計算書類に対する注記及び附属明細書の記載内容に不足がある、作成すべき附属明細書が作成されていないなどの事例が多数ありました。

【根拠】社会福祉法第45条の27第2項、社会福祉法人会計基準第29条、第30条

② 資金収支計算書の「予算」欄の金額が誤っている。

資金収支計算書の「予算」欄の金額は、理事会で承認された最終の補正予算額となります。当初予算額が記載されている、理事会で決議していない金額が記載されているなどの事例がありました。予算の変更は、各法人の定款の定めに従い、理事会の承認等を受ける必要があります。

【根拠】社会福祉法人会計基準第16条第5項、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号）２の(1)及び(2)、各法人の定款

③ 理事会及び評議員会で必要な承認を受けていない。

計算書類、計算書類に対する注記、計算書類の附属明細書及び財産目録は理事会の承認を受けなければなりませんが、附属明細書や財産目録の承認を受けていない事例がありました。また、附属明細書を除く書類については、定時評議員会の承認（会計監査人設置法人にあっては報告）も必要となります。

【根拠】社会福祉法第45条の28第3項、同法第45条の30第2項、社会福祉法施行規則第2条の40第1項及び第2項

3　評議員等の選任

① 評議員、理事及び監事の各候補者が、欠格事由に該当しないこと等について確認していない。

評議員及び役員を選任する際には、候補者全員の履歴書、誓約書等を事前に徴取し、次の事項について確認しなければなりません。なお、再任する際にも、その都度同様の確認が必要です。

・欠格事由に該当しないこと。
・特殊の関係がある者の上限を超えないこと。
・暴力団員等の反社会的勢力の者でないこと。

【根拠】社会福祉法第40条第1項、第4項及び第5項、同法第44条第1項により準用される同法第40条第1項、同法第44条第6項及び第7項、社会福祉法人審査基準第3の1(5)及び(6)

② 監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際に、監事の過半数の同意を得ていない。

監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際は、監事の過半数の同意が必要です。監事の選任に関する議案を評議員会に提出することに関する決議を行った理事会に、過半数の監事が出席していない場合は、別途欠席の監事から同意を得る必要があります。「各監事ごとに作成した同意書」や「連名による同意書」のほか、理事会に過半数の監事が出席している場合は「理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるもの）」をもって同意の証明に代えることができます。

【根拠】社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項

4　登記手続き

① 法人の資産総額の登記が、期限内に行われていない。

法人の資産総額の登記は、会計年度終了後３か月以内（６月末まで）に行わなければなりません。

【根拠】社会福祉法第29条第1項、組合等登記令第3条第3項

② 理事長に関する登記が、期限内に行われていない。

理事長に関する登記は、就任後２週間以内に行わなければなりません。重任で理事長に就任した場合も、登記が必要です。

【根拠】社会福祉法第29条第1項、組合等登記令第3条第1項

【必要な登記事項】

①目的及び業務　②名称　③事務所の所在場所　④代表権を有する者の氏名、住所及び資格

⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由　⑥資産の総額

【変更登記の期限 】

・資産の総額以外の登記事項の変更については、変更が生じたときから2週間以内

・資産の総額については、毎事業年度の末日から3月以内（毎年度6月末まで）

5　契約手続き

① 契約書又は請書が作成されていない。

競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、経理規程で定める契約書の作成を省略できる場合に該当する場合を除き、契約書を作成しなければなりません。また、契約書の作成を省略する場合においても、経理規程に基づき、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴しなければなりません。

【根拠】各法人の経理規程

② 合理的な理由がないのに、特定の1社と随意契約を行っている。

特定の1社と随意契約とする合理的な理由がない場合は、経理規程で定める数の見積書を徴取し、価格を比較した上で相手方を決定しなければなりません。なお、事業者の実績があること等のみをもって合理的な理由とはならないため、留意する必要があります。

【根拠】各法人の経理規程

6　資金移動

① 本部、他の社会福祉事業、公益事業への経費の充当が、制限を超えている。

（措置施設、保育所）

本部、他の社会福祉事業、公益事業への経費の充当は、運用収入と前期末支払資金残高の合計額を限度としなければなりません。

【根拠】「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号）3の(4)及び4、「子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号）3の(2)

② 他の社会福祉事業等、公益事業への資金の繰入れが、制限を超えている。

（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定障害者支援施設等、指定障害児入所施設等）

他の社会福祉事業等、公益事業への資金の繰入れは、事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲の額を限度としなければなりません。

【根拠】「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日老発第188号）第２の3の(1)、「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（平成18年10月18日障発第1018003号）第２の3の(1)、「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」（平成24年8月20日障発0820第8号）3の(1)

③ 他の事業へ一時的に繰替使用した資金が、当該年度内に補てんされていない。

（指定障害者支援施設等、指定障害児入所施設等）

他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業への繰替使用（拠点区分間貸付金等）した資金は、当該年度内に補てん（返済）しなければなりません。

【根拠】「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（平成18年10月18日障発第1018003号）第２の3の(2)、「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」（平成24年8月20日障発0820第8号）3の(2)

資料　根拠規定

（資料）根拠規定

1　評議員会・理事会の運営

(1) 招集手続き

①　評議員会を開催するにあたり、理事会で必要な決議が行われていない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181第1項

評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　評議員会の日時及び場所

二　評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

三　前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

社会福祉法施行規則第2条の12

第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める事項は、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）とする。

（資料）根拠規定

１　評議員会･理事会の運営
(1)　招集手続き
②　計算書類等の承認を行う理事会と定時評議員会の開催日が、２週間（中14日間）以上の間隔がない。

社会福祉法第45条の9第1項
　定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

社会福祉法第45条の30
　理事は、第45条の28第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。
２　前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。
３　理事は、第1項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。

社会福祉法第45条の32第1項
　社会福祉法人は、計算書類等（各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（第45条の28第2項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を、定時評議員会の日の二週間前の日（第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

社会福祉法第 59 条
　社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。
一　第45条の32第1項に規定する計算書類等
二　第45条の34第2項に規定する財産目録等

（資料）根拠規定

1　評議員会・理事会の運営

(2)　議事録

①　評議員会の議事録に議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていない。

社会福祉法施行規則第2条の15

法第45条の11第1項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2　（省略）

3　評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　～　六　（省略）

七　議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

4　次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一　法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた場合次に掲げる事項

イ　～　ハ　（省略）

ニ　議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

二　法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十五条の規定により評議員会への報告があつたものとみなされた場合次に掲げる事項

イ、ロ　（省略）

ハ　議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

（資料）根拠規定

1　評議員会・理事会の運営

(2)　議事録

②　理事会の議事録が、定款の定めに従って、記名押印されていない。

社会福祉法第45条の14第6項

　理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

（資料）根拠規定

1　評議員会･理事会の運営

(3)　評議員等の出席

①　評議員会への出席が低調な評議員、理事会への出席が低調な理事がいる。

社会福祉法人審査基準の第3の1の(3)及び(4)

(3)　実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。

(4)　地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。

（資料）根拠規定

１　評議員会・理事会の運営

(3)　評議員等の出席

②　理事会への出席が低調な監事がいる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第1項

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

社会福祉法人審査基準第3-1-(3)

実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。

（資料）根拠規定

１　評議員会・理事会の運営

(4)　理事長等の職務の執行の状況の報告

①　理事会で、理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況の報告が、適正に行われていない。

第45条の16第3項

　前項各号に掲げる理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条

　理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

２　前項の規定は、第九十一条第二項の規定による報告については、適用しない。

（資料）根拠規定

1　評議員会・理事会の運営

(5)　特別の利害関係

①　理事会及び評議員会での決議の際に、特別の利害関係を有する者について確認していない。

社会福祉法第45条の9第8項

前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

社会福祉法第45条の14第5項

前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（資料）根拠規定

1　評議員会・理事会の運営

(5)　特別の利害関係

②　理事会の決議において、特別の利害関係を有する者が議案の議決に加わっている。

社会福祉法第45条の14第5項

前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（資料）根拠規定

1　評議員会・理理事会の決議事項事会の運営

(6)　理事会の決議事項

①　理事会で決議しなければならない（特定の理事に委任できない）事項が、理事会で決議されていない。

社会福祉法第45条の13第2項～4項

2　理事会は、次に掲げる職務を行う。
　一　社会福祉法人の業務執行の決定
　二　理事の職務の執行の監督
　三　理事長の選定及び解職
3　理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければならない。
4　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
　一　重要な財産の処分及び譲受け
　二　多額の借財
　三　重要な役割を担う職員の選任及び解任
　四　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
　五　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

社会福祉法第45条の16第2項

次に掲げる理事は、社会福祉法人の業務を執行する。
　一　理事長
　二　理事長以外の理事であつて、理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの

（次ページへ続く）

（資料）根拠規定

1　評議員会・理理事会の決議事項事会の運営

(6)　理事会の決議事項

①　理事会で決議しなければならない（特定の理事に委任できない）事項が、理事会で決議されていない。

社会福祉法第45条の28第3項

第1項又は前の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条

評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　評議員会の日時及び場所

二　評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

三　前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

２　前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項

理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一　理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二　理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。

三　一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

（資料）根拠規定

２　計算書類、附属明細書

①　計算書類及び附属明細書が正しく作成されていない。

社会福祉法第45条の27第2項

　社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

社会福祉法人会計基準第29条、第30条

第二十九条　計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。
　一　会計年度の末日において、社会福祉法人が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下この号において「継続事業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項
　二　資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針
　三　重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
　四　法人で採用する退職給付制度
　五　法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分
　六　基本財産の増減の内容及び金額
　七　基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額
　八　担保に供している資産に関する事項
　九　固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
　十　債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
　十一　満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
　十二　関連当事者との取引の内容に関する事項
　十三　重要な偶発債務
　十四　重要な後発事象
　十五　合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要
　十六　その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
２　前項第十二号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。
　一　当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者
　二　前号に掲げる者の近親者
　三　前二号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人
　四　支配法人（当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。第六号において同じ。）
　五　被支配法人（当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。）
　六　当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人

（次ページへ続く）

（資料）根拠規定

２　計算書類、附属明細書

①　計算書類及び附属明細書が正しく作成されていない。

社会福祉法人会計基準第29条、第30条

３　前項第四号及び第五号に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している」とは、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超えることをいう。
　一　一の法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員
　二　一の法人の職員
４　計算書類には、拠点区分ごとに第一項第二号から第十一号まで、第十四号及び第十六号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。

第三十条　法第四十五条の二十七第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。この場合において、第一号から第七号までに掲げる附属明細書にあっては法人全体について、第八号から第十九号までに掲げる附属明細書にあっては拠点区分ごとに作成するものとする。
　一　借入金明細書
　二　寄附金収益明細書
　三　補助金事業等収益明細書
　四　事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
　五　事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書
　六　基本金明細書
　七　国庫補助金等特別積立金明細書
　八　基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書
　九　引当金明細書
　十　拠点区分資金収支明細書
　十一　拠点区分事業活動明細書
　十二　積立金・積立資産明細書
　十三　サービス区分間繰入金明細書
　十四　サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書
　十五　就労支援事業別事業活動明細書
　十六　就労支援事業製造原価明細書
　十七　就労支援事業販管費明細書
　十八　就労支援事業明細書
　十九　授産事業費用明細書
２　附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。
３　社会福祉法人は、第一項の規定にかかわらず、厚生労働省社会・援護局長（次項及び第三十四条において「社会・援護局長」という。）が定めるところにより、同項各号に掲げる附属明細書の作成を省略することができる。
４　第一項各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。

（資料）根拠規定

２　計算書類、附属明細書

②　資金収支計算書の「予算」欄の金額が誤っている。

社会福祉法人会計基準第16条第5項

法人単位資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書には、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」2の(1)及び(2)

(1)　法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は各拠点区分ごとに収入支出予算を編成することとする。また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠することとする。

(2)　法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。

なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。

（資料）根拠規定

２　計算書類、附属明細書

③　理事会及び評議員会で必要な承認を受けていない。

社会福祉法第45条の28第3項

第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

社会福祉法第45条の30第2項

前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。

社会福祉法施行規則第2条の40第1項及び第2項

法第45条の34第1項第1号に掲げる財産目録は、定時評議員会（法第 45条の31の規定の適用がある場合にあつては、理事会）の承認を受けなければならない。

2　法第45条の28から第45条の31まで及び第2条の26から第2条の39までの規定は、社会福祉法人が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。

（資料）根拠規定

３　評議員等の選任

①評議員、理事及び監事の各候補者が、欠格事由に該当しないこと等について確認していない。

社会福祉法第40条第1項、第4項及び第5項

次に掲げる者は、評議員となることができない。

一　法人

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成　3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第　128条第1号ニ及び第3号において「暴力団員等」という。）

2　評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

3　評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

4　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

5　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

社会福祉法第44条第1項により準用される同法第40条第1項

第40条第1項の規定は、役員について準用する。

（次ページへ続く）

（資料）根拠規定

３ 評議員等の選任

① 評議員、理事及び監事の各候補者が、欠格事由に該当しないこと等について確認していない。

社会福祉法第44条第6項及び第7項

６　理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

７　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

社会福祉法人審査基準第3の1の(5)及び(6)

(5)　次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできないこと（法第40条第1項及び第44条第1項）。

①　法人（同項第1号）

②　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（同項第２号及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第2条6の2）

③　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第3号）

④　③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第4号）

⑤　所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第5号）

(6)　暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。

（資料）根拠規定

３　評議員等の選任

②　監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際に、監事の過半数の同意を得ていない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項

　理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

（資料）根拠規定

4　登記手続き

①　法人の資産総額の登記が、期限内に行われていない。

社会福祉法第29条第1項

社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の各場合に、登記をしなければならない。

組合等登記令第3条第3項

第1項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（資料）根拠規定

4　登記手続き

②　理事長に関する登記が、期限内に行われていない。

社会福祉法第29条第1項

　社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の各場合に、登記をしなければならない。

組合等登記令第3条第1項

　組合等において前条第 2項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（資料）根拠規定

６ 資金移動

① 本部、他の社会福祉事業、公益事業への経費の充当が、制限を超えている。（措置施設、保育所）

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」3の(4)及び4

3の(4)　サービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」)において発生した預貯金の利息等の収入(以下「運用収入」という。)については、独立行政法人　福祉医療機構等に　対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号)(以下「社会福祉法」という。)第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費及び同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費に充当することができる。

4　前期末支払資金残高の取扱いについて

　前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。

　なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費（措置費）収入の30%以下の保有とすること。

(1)　法人本部の運営に要する経費

(2)　同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費

(3)　同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費

（次ページへ続く）

（資料）根拠規定

６ 資金移動

① 本部、他の社会福祉事業、公益事業への経費の充当が、制限を超えている。（措置施設、保育所）

「子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」3の(2)

前期末支払資金残高については、１(5)の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。ただし、③の公益事業の運営に要する経費への繰入れは、当該施設の前期末支払資金残高の 10%を限度とする。

なお、当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。

① 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費

② 同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条に定める第１種社会福祉事業及び第２種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費

③ 同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために保育所の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法（平成９年法律第123 号）に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費

（資料）根拠規定

６ 資金移動

② 他の社会福祉事業等、公益事業への資金の繰入れが、制限を超えている。

（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定障害者支援施設等、指定障害児入所施設等）

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」第２の3の(1)

施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても、差し支えない。

「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」第２の3の(1)

自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定障害者支援施設等の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定障害者支援施設等以外の指定障害者支援施設等への資金の編入については、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。

（次ページへ続く）

（資料）根拠規定

６ 資金移動

② 他の社会福祉事業等、公益事業への資金の繰入れが、制限を超えている。

（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定障害者支援施設等、指定障害児入所施設等）

「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」3の(1)

指定障害児入所施設等を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定障害児入所施設等の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等(公益事業及び収益事業を除く。以下同じ。)へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定障害児入所施設等以外の指定障害児入所施設等への資金の繰入については、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。

（資料）根拠規定

６ 資金移動

③ 他の事業へ一時的に繰替使用した資金が、当該年度内に補てんされていない。
（指定障害者支援施設等、指定障害児入所施設等）

「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」3の(2)

自立支援給付費を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。

「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」3の(2)

障害児入所給付費等を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。